



県章

群馬県報

平成19年
5月29日(火)
第8486号

目次

ページ

規 則

- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部改正(人事課) 2

告 示

- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第五条の二第一項及び第五条の三第一項に係る補償基礎額の限度額に
関する規程の一部改正(人事課) 2
- 個人情報保護条例の運用状況(県民センター) 4
- 公文書の開示の実施状況(同) 6
- 青少年に有害な映画等及び図書類の指定(青少年こども課) 11
- 平成十八年度群馬県食品安全基本条例の運用状況(食品安全課) 12

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課) 12
- 同 12
- 土地改良区の設立に係る縦覧(農業基盤整備課) 13
- 土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同) 13
- 土地改良区役員の就退任の届出(同) 13
- 同 14
- 同 16
- 土地改良区の定款変更認可(同) 18
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課) 18

議 会 規 則

- 群馬県議会委員会傍聴規則の一部改正(議事課) 19

規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十九日

群馬県知事 小寺 弘之

群馬県規則第六十四号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年群馬県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第三項中「又は休養する場合」を削り、同条第四項を削る。

第十九条の二十第一項中「若しくは補装具」を「又は補装具」に、「受け、又は休養する」を「受ける」に改める。

第十九条の二十一第一項中「休養」を削る。

第二十条第一項中「休養（休養に係る日当及び介添費を含む。次項において同じ。）を取り」及び「福祉事業（休養）申請書（別記様式第二十六号の三）」を削り、「別記様式第二十六号の四」を「別記様式第二十六号の三」に改め、同条第二項中「休養」を削る。

別記様式第二十六号の三を削り、別記様式第二十六号の四を別記様式第二十六条の三とする。

別記様式第二十九号中

「☐補装具（☐装型 ☐修理 ☐装着） ☐休養 ☐リハビリテーション」を「☐補装具（☐装型 ☐修理 ☐装着） ☐リハビリテーション」に改める。

別記様式第三十号中

「2 福祉事業の種類

☐外科後処置 ☐補装具（☐支給 ☐修理 ☐再支給）
☐リハビリテーション ☐休養 ☐アプターケア ☐奨学
奨学金 ☐就労保育看護金 ☐在宅介護を行う介護人の派遣
の派遣 ☐長期家族介護者看護金 ☐旅行費
「☐外科後処置 ☐補装具（☐支給 ☐修理 ☐再支給）
☐リハビリテーション ☐アプターケア ☐奨学奨学金
☐就労保育看護金 ☐在宅介護を行う介護人の派遣
に
「☐長期家族介護者看護金 ☐旅行費」

改める。

別記様式第三十六号中

「福祉事業記録簿（表） 外科後処置、リハビリテーション、休養、アプターケア」を「福祉事業記録簿（裏） 外科後処置、リハビリテーション、アプターケア」に改め、同様式記入要領Ⅱ中

「1 この記録簿は、外科後処置、リハビリテーション、休養、アプターケア」を「この記録簿は、外科後処置、リハビリテーション、アプターケア」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第十七条第一項第四号の規定により行われた休養に関する事業については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙があるときは、改正後の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

告示

群馬県告示第九十九号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項に係る補償基礎額の限度額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年五月二十九日

群馬県知事 小寺 弘之

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項に係る補償基礎額の限度額に関する規程の一部を改正する告示

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項に係る補償基礎額の限度額に関する規程（平成四年群馬県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円

六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二一、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項に係る補償基礎額の限度額に関する規程の規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成十九年四月一日から適用する。

2 改正後の規定は、平成十九年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎群馬県告示第200号

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第35条の規定により、平成18年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小寺弘之

1 個人情報取扱事務の登録件数

（単位：件）

実施機関名	登録件数
知事	1, 458
議会	36
教育委員会	189
選挙管理委員会	16
人事委員会	10
監査委員	6
公安委員会	4
警察本部長	138
労働委員会	9
収用委員会	5
内水面漁場管理委員会	5
企業管理者	14
病院管理者	32
合 計	1, 922

2 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数

(1) 開示請求件数

（単位：件）

実施機関名	書面による請求	口頭による請求	合計請求件数
知事	7	233	240
議会	1	0	1
教育委員会	0	3, 257	3, 257
人事委員会	0	114	114
警察本部長	2	0	2
病院管理者	13	0	13

合 計	23	3,604	3,627
-----	----	-------	-------

注1 他の実施機関については、開示請求なし

2 口頭による開示請求については平成19年3月末日までに開示期間が開始したものを対象とし、開示請求件数については当該期間満了までの件数とした。

(2) 訂正請求件数 0件

(3) 利用停止請求件数

(単位：件)

実施機関名	請求件数
知事	2

注 他の実施機関については、利用停止請求なし

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処理の内容

(1) 開示請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分		件 数
開示請求（口頭による請求）		23（3,604）
処理内容	開 示 決 定	19（3,604）
	部 分 開 示 決 定	2
	不 存 在 決 定 等	3

注1 一つの開示請求について、複数の決定処分を行う場合があるので、処理内容の合計件数と開示請求の件数は、一致しない場合がある。

2 不存在決定等には、却下及び条例第15条の規定による拒否処分を含む。

(2) 訂正請求に対する処理内容 なし

(3) 利用停止請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分		件 数
利 用 停 止 請 求		2
処理内容	非 停 止	1
	却 下	1

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立て		処 理	
		決 定	

平成17年度からの繰越件数	平成18年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	審理中
1	3	0	2	0	0	0	2

◎群馬県告示第201号

群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第39条の規定により、平成18年度における公文書の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小寺弘之

1 知事が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

（単位：件）

区 分		請 求
請求先	県庁	184
	地域機関等	724
請求件数		908

注 請求をした者は、県内に住所を有する者172件、県内に事務所を有する団体517件、県外に住所を有する者94件及び県外に事務所を有する団体125件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示 (即日開示)	部分開示	非 開 示	
請 求	908	9,617	9,146 (439)	468	3	109

注 開示9,146文書のうち、即日開示は439文書である。

(3) 不服申立ての状況

（単位：件）

不服申立て		処 理 の 内 容					
繰越 件数	申立て 件数	決 定				取下げ	審理中
		却下	棄却	一部認容	認容		

16	62	38	12	4	2	0	25
----	----	----	----	---	---	---	----

注 1件の不服申立てに対して、複数の決定をしている案件がある。

2 議会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

（単位：件）

区 分	請 求
議 会	24

注 請求をした者は、県内に住所を有する者21件、県内に事務所を有する団体2件及び県外に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示	部分開示	非 開 示	
請 求	24	89	32	57	0	6

(3) 不服申立ての状況

（単位：件）

不服申立て		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	申立て 件 数	決 定				取下げ	審理中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
0	1	0	0	0	0	0	1

3 教育委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

（単位：件）

区 分	請 求
教育委員会	35

注 請求をした者は、県内に住所を有する者24件、県内に事務所を有する団体6件、県外に住所を有する者2件及び県外に事務所を有する団体3件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示	部分開示	非 開 示	
請 求	35	505	490	15	0	4

(3) 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立て		処 理 の 内 容					
繰越 件数	申立て 件数	決 定				取下げ	審理中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
1	0	0	1	0	0	0	0

4 選挙管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
選挙管理委員会	111

注 請求をした者は、県内に住所を有する者81件、県内に事務所を有する団体11件、県外に住所を有する者12件及び県外に事務所を有する団体7件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示 (即日開示)	部分開示	非 開 示	
請 求	111	481	480 (231)	1	0	5

注 開示480文書のうち、即日開示は231文書である。

(3) 不服申立ての状況 なし

5 人事委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
人事委員会	1

注 請求をした者は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示	部分開示	非 開 示	
請 求	1	1	1	0	0	0

(3) 不服申立ての状況 なし

6 監査委員が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 不服申立ての状況 なし

7 公安委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 不服申立ての状況 なし

8 警察本部長が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
警察本部長	62

注 請求をした者は、県内に住所を有する者25件、県内に事務所を有する団体10件、県外に住所を有する者23件及び県外に事務所を有する団体4件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示 (即日開示)	部分開示	非 開 示	
請 求	62	1,375	23 (2)	1,342	10	22

注 開示23文書のうち、即日開示は2文書である。

(3) 不服申立ての状況 なし

9 労働委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 不服申立ての状況 なし

10 収用委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 不服申立ての状況 なし

11 内水面漁場管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 不服申立ての状況 なし

12 企業管理者が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位: 件)

区 分	請 求
企業管理者	6

注 請求をした者は、県内に住所を有する者3件、県内に事務所を有する団体2件及び県外に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示	部分開示	非 開 示	
請 求	6	44	44	0	0	0

(3) 不服申立ての状況

(単位: 件)

不服申立て		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	申立て 件 数	決 定				取下げ	審理中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
1	0	0	1	0	0	0	0

1.3 病院管理者が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位: 件)

区 分	請 求
病院管理者	4

注 請求をした者は、県内に事務所を有する団体1件及び県外に住所を有する者3件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	請 求 件 数	対 象 公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
			開 示	部分開示	非 開 示	
請 求	4	15	15	0	0	0

(3) 不服申立ての状況 なし

◎群馬県告示第202号

群馬県青少年保護育成条例（昭和36年群馬県条例第28号）第11条第2項（第12条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、青少年に有害な映画等及び図書類を平成19年5月17日、次のとおり指定した。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

有害な映画等

指定番号	種別	題 名	配 給 会 社
8363	映画	THE レイパー 暴行の餌食	オーピー映画
8364	映画	婚前乱交 花嫁は牝になる	新東宝映画
8365	映画	ロリ作家 おねだり萌え妄想	オーピー映画
8366	映画	変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像
8367	映画	毛皮のエロス ダイアン・アーバス 幻想のポートレイト	ギャガ・コミュニケーションズ
8368	映画	女医の裏顔 覗かれた秘め事	オーピー映画
8369	映画	ゼロウーマンR ～警視庁0課の女 欲望の代償～	新東宝映画
8370	映画	続・昭和エロ浪漫 一夜のよろめき	オーピー映画
8371	映画	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像
8372	映画	女引越し屋 汗ばむ谷間	オーピー映画
8373	映画	理容店の女房 夜這い寝間	新日本映像
8374	映画	奴隷	新東宝映画
8375	映画	未亡人温泉 女湯でうなぎ昇り	オーピー映画
8376	映画	社長秘書 巨乳セクハラ狩り	オーピー映画
8377	映画	近所の人妻 熟れた白昼不倫	オーピー映画
8378	映画	性欲診察 白衣のままで	新東宝映画
8379	映画	密通恋女房 夫の眼の前で... 義父に	新日本映像
8380	映画	ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像
8381	映画	寂しい時は抱きしめて	AMGエンタテインメント

有害な図書類

指定番号	種別	題 名	雑誌コード 又は品番等	発行・製作 ・販売等
18131	雑誌	チャンプロード 6月号	06231-06	(株)笠倉出版社
18132	雑誌	実話マッドマックス 6月号	15279-06	(株)コアマガジン

指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴性又は残虐性を助長し、及び犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

◎群馬県告示第203号

群馬県食品安全基本条例（平成16年群馬県条例第7号）第19条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 リスクコミュニケーション（意見交換会）の実施状況
 - (1) 件数 17件
 - (2) 参加者数 1,303人
- 2 施策の申出件数及びその処理の分類別件数
 - (1) 申出件数 なし
 - (2) 処理の分類別件数 なし

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成19年5月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人小規模作業所ひまわり
- 3 代表者の氏名 金井秀夫
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市大手町2丁目1番
- 5 定款に記載された目的 この法人は、心身障害のある人も街の中での暮らしができる事が自然であるよう、ノーマライゼーションの理念を地域に広げ、それを支援する人と共に、「共生社会の実現」をめざすとともに、障害のある人もない人も社会に出て働き、自立した生活ができる社会を目指す。

地域社会の中で育ち、遊び、社会行事に参加でき、一人ひとりの人権が尊重された、人に優しい街づくりをするため、地域の人と連携しながら、あわせて地域の文化、経済の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランテ

ィア推進課において縦覧に供する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成19年5月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害者自立生活センターピアライン
- 3 代表者の氏名 鷲塚唯義
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市元総社町三丁目5番地22エトワールC-101号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者を中心に運営をし、障害者が障害者に対して、自立生活プログラム（ILP）で、具体的な自立に必要なノウハウを提供し、ピアカウンセリングで、障害者の内面をケアし、自立するために必要な介護派遣を行い、利用者に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、上細井土地改良区の設立を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 定款の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年5月30日から同年6月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営丹生高田土地改良事業計画（農業用道路）を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 縦覧に供する書類 県営丹生高田土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年5月30日から同年6月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 富岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

土地改良区名	理 事 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
佐波新田用水	理 事	新 任	新井勲	伊勢崎市境伊与久629-1
	同	退 任	五十嵐義郎	同 同 799
沼田平	理 事	退 任	小野圭藏	沼田市横塚町1323-2
大間々用水	理 事	退 任	大澤善隆	桐生市菱町二丁目1739番地の1
阿左美沼	監 事	退 任	関口渉	みどり市東町花輪89

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

土地改良区名	理 事 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
細野原	理 事	再 任	吉田新一	安中市松井田町上増田3508番地1
	同	同	小林英雄	同 同 同 2734番地3
	同	同	石田光永	同 同 同 2803番地1
	同	新 任	田中和夫	同 同 土塩577番地1
	同	同	片岡昌	同 同 同 432番地1
	同	同	武井稔	同 同 同 甲289番地
	同	同	武井茂雄	同 同 新井675番地
	同	同	佐藤梅二	同 同 土塩甲378番地1
	同	同	上原酉吉	同 同 上増田366番地1
	同	同	金井稔	同 同 同 3260番地
	同	同	金井登美雄	同 同 同 甲262番地
	同	同	上原尚	同 同 同 3052番地1
	同	同	上原初男	同 同 同 2987番地
	同	同	中隋世良	同 同 同 2727番地
	同	同	湯本富雄	同 同 同 1663番地

		同	退 任	黛典周	同 同 新井416番地
		同	同	上原亮	同 同 上増田336番地1
		同	同	岩井正直	同 同 土塩624番地
		同	同	萩原淳	同 同 同 甲507番地
		同	同	宮下勝二	同 同 同 98番地1
		同	同	中島俊夫	同 同 新井1072番地
		同	同	金井伸吉	同 同 上増田3353番地
		同	同	岡田清秀	同 同 同 181番地1
		同	同	上原賢之	同 同 同 3083番地
		同	同	栗山一雄	同 同 同 3603番地1
		同	同	萩原清	同 同 同 2758番地
		同	同	湯本勇	同 同 同 1663番地
群馬中部	理 事	再 任		秋月保教	高崎市箕郷町白川1556番地7
		同	同	白石謙一	同 浜川町2056番地
		同	同	八木宣司	同 上小埜町601番地2
		同	同	小峯季夫	同 大八木町2109番地1
		同	同	斉藤要	同 井出町1729番地2
		同	同	柴崎重光	同 引間町45番地2
		同	新 任	永井稔和	同 箕郷町富岡265番地
		同	同	中曽根才司	同 楽間町291番地2
		同	同	岸保次	同 三ツ寺町191番地2
		同	同	矢島勇	同 保渡田町324番地1
		同	同	入澤俊夫	同 棟高町2163番地
		同	同	深井賢一	同 同 538番地1
		同	退 任	森本武志	同 箕郷町富岡11番地1
		同	同	中村雅雄	同 行力町294番地
		同	同	中山里治郎	同 保渡田町1443番地1
		同	同	志村幸男	同 棟高町2165番地1
		同	同	大沢安喜雄	同 同 888番地1
		同	同	関根英雄	同 中里町486番地1

	監 事	再 任	瀧野仁	同 箕郷町生原1772番地
	同	新 任	萩原光夫	同 我峰町199番地
	同	同	武井寅雄	同 正観寺町178番地
	同	同	中村三千雄	同 棟高町2145番地
	同	退 任	木暮康雄	同 沖町33番地
	同	同	武井善光	同 正観寺町1008番地
	同	同	土屋治郎	同 棟高町565番地
安中磯部	監 事	新 任	岡田薫	安中市野殿967番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
新治南部	理 事	再 任	生方昭一	利根郡みなかみ町新巻489番地
	同	同	原澤俊	同 同 布施2538番地
	同	新 任	山口友一	同 同 羽場1092番地
	同	再 任	岡村治彌	同 同 布施1705番地
	同	同	原澤庄兵衛	同 同 同 2054番地
	同	同	原澤幹治	同 同 同 2087番地
	同	同	原澤長生	同 同 同 1553番地
	同	同	原澤建応	同 同 同 2146番地
	同	同	原澤幸雄	同 同 同 2142番地
	同	同	本多秀志	同 同 同 2177番地
	同	同	原澤潔	同 同 同 2518番地
	同	同	原澤一夫	同 同 同 甲 2755番地
	同	同	原澤啓介	同 同 同 2315番地
	同	同	原澤誠	同 同 羽場1088番地1

	同	新 任	原澤寿夫	同 同 布施2089番地
	同	再 任	永井長寿	同 同 同 295番地1
	同	同	富澤幸夫	同 同 同 2444番地
	同	同	鈴木和雄	同 同 同 176番地1
	同	退 任	田口哲男	同 同 同 1750番地
	同	同	生方芳三	同 同 羽場1097番地
	監 事	再 任	原澤謹吾	同 同 布施2226番地4
	同	同	田口豊作	同 同 同 1802番地
	同	同	田口久夫	同 同 同 2709番地
沼須	理 事	再 任	石井正敏	沼田市沼須町788番地
	同	同	阿左見文男	同 同 599番地
	同	同	小林準	同 同 635番地
	同	同	金井節朗	同 同 647番地1
	同	同	加藤喜久雄	同 同 630番地
	同	同	渡邊精一	同 同 131番地1
	同	同	金井數雄	同 同 612番地
	同	同	武井春雄	同 上沼須町695番地
	同	同	大竹信也	同 同 823番地1
	同	同	後藤正六	同 同 712番地
	同	同	武井博治	同 同 200番地
	同	同	武井信雄	同 同 267番地2
	同	同	武井賢一	同 同 408番地
	同	同	星野直一	同 新町302番地
	同	同	星野義治	同 同 164番地1
	同	同	茂木福治	同 同 335番地
	同	同	星野正良	同 同 297番地
	同	同	星野己喜雄	同 上原町1756番地200
	同	同	金子浩隆	同 榛名町2850番地19
	監 事	同	金井恒雄	同 沼須町286番地2
	同	同	小林享司	同 上沼須町13番地

	同	同	星野孝雄	同	新町240番地
--	---	---	------	---	---------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南八幡堰土地改良区の定款変更を平成19年5月17日認可した。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

都市計画法（昭和43年第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画を変更したいので、同法21条2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成19年5月29日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画区域区分（玉村北部工業団地地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町大字樋越の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び伊勢崎土木事務所並びに玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 平成19年5月29日から同年6月12日まで

■ 議会規則

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

群馬県議会規則第二号

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会委員会傍聴規則（平成十一年群馬県議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第一条の二 この規則の規定は、議員については、適用しない。

第三条及び第四条を次のように改める。

（傍聴券の交付等）

第三条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式第一号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、一人につき一枚とし、委員会の当日午前八時三十分以降委員会傍聴受付で必要事項を記載した委員会傍聴申出書（別記様式第二号）を提出した者に対し、先着順に交付する。

3 傍聴券の有効期間は、傍聴券に記載された日とする。

第四条 削除

第六条の次に次の一条を加える。

（傍聴券の返還）

第六条の二 傍聴人は、傍聴を終えたときは、傍聴券を返還しなければならない。

別表常任委員会の項の次に次のように加える。

議会運営委員会	五人
---------	----

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、同様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号(第3条関係)

委員会傍聴申出書

年 月 日

委員長 あて

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり委員会を傍聴したいので、申し出ます。

定例会等の名称	年 月 定例会・臨時会
委 員 会 名	常任・議会運営・特別 委員会
期 日	年 月 日

委員長	事 務 局			受付番号	受付印
	議事課長	議事課次長	担当書記		

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
